

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例等の番号・名稱	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 事 業 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1320010	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律実行規則 第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事 ① 狩猟について ② 狩猟について必要な適性 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技術」に係る問題の大部分は、執務刀の使用方法等を問うたものである。執務刀の使用方法等を問うた問題は、狩猟免許等取扱法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者)については、既に「執続の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、統胞所持許可の検定と重複する課題を免除する。	捕獲の即戦力となり得る統胞所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、統胞所持許可を得るうえで執務刀等の基本操作に関する検定項目は狩猟免許を所持するに足りる技術を有するものであるかを判断するために複数の確認すべき基本的な項目についての問題を設けることとする。狩猟免許試験において複数のこの問題についてのみ免除を受けることは試験(検定)の実施時点においてかわらず普段である基本操作(執務刀の点検・分解結合・脱着・脱包)のみであり、実際の野獣での免役を検定し、試験項目(団体行動の場合の統胞の保持・受付渡し・休憩時の統胞の取扱等)については実施するものである。	I	統胞を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡・事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、統胞の基本操作に関する検定である「統胞の点検・分解結合・保持及び携行」を始めとする一連の検定項目は狩猟免許を所持するに足りる技術を有するものであるかを判断するために複数の確認すべき基本的な項目についての問題を設けることとする。狩猟免許試験において複数のこの問題についてのみ免除を受けることは試験(検定)の実施時点においてかわらず普段である基本操作(執務刀の点検・分解結合・脱着・脱包)のみであり、実際の野獣での免役を検定し、試験項目(団体行動の場合の統胞の保持・受付渡し・休憩時の統胞の取扱等)については実施するものである。	1030070	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320020	鳥獣保護区において狩猟期間中に狩猟許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第11条第1項 第25条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況等を踏まえ、鳥獣の保護を図るために必要な措置を講じると認める区域を県指定鳥獣保護区として指定する。	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域で、知事が指定した区域内においては、わざで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けずに捕獲できる特例を設ける。	鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域で、知事が指定した区域内においては、わざで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けずに捕獲できる特例を設ける。	このことにより、都道府県知事が新しい農林業被害が生じている区域を指定して、シカ及びイノシシの個体数管理を図ることがができる。	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、廻り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認めた地域について指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たゞ対象駆除や捕獲を認めるものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の搅乱に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがある場合に限り認めてある。	1030080	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320030	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も続による鳥獣の捕獲をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第33条	日出前及び日没後においては、統胞を使用した鳥獣の捕獲等(以下「狩猟」という。)をしてはならないとされている。	シカによる農林業被害が著しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一一定の要件を満たす場合に夜間ににおいても統胞を使用してシカの捕獲を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また平日でも捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。	提案理由: 本県においては、シカによる農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や體体駆除等の実績により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等による効率化が図られており、統胞を使用した鳥獣の捕獲を認めることは、有害鳥獣捕獲の効率化(狩猟も含めた)を図るため個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際にも地元同意が難しい状況も生じている。	日出前及び日没後には、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、統胞の発射により人間に危険を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、統胞を使用した鳥獣の捕獲が禁止されている。このため、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から困難であると考える。	I	日の出前及び日没後には、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、統胞の発射により人間に危険を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、統胞を使用した鳥獣の捕獲が禁止されている。このため、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から困難であると考える。	1030090	兵庫県	兵庫県	環境省		

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名稱	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 要 件 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1320040	自然公園区域における風力発電施設に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第1項	風力発電施設については、平成16年2月に「国立・国定公園内における風力発電施設に係る規制の適用除外」を認めたとして審査基準に組み込まれた。現在は、自然公園法施行規則第11条第1項に「風力発電施設の設置に係る規制の適用を除外する。」とし審査基準の明確化を図ったところである。	本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件を得られる自然公園区域内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と競合すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	c	III	風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に關する考え方」のとおり、地球温暖化防止の観点も踏まえた上であっても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然環境に大きな影響を与える可能性があるに留意するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。	1030100	兵庫県	兵庫県	環境省			
1320050	産業物処理施設(バイオマスマス変換施設)の設置			バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じバイオマスの一種である食品産業物を比較的小量扱う施設を設置する。この施設は、下水処理場で得られる下水汚泥を産業物に変換する施設であり、『建築基準法』第51条の対象規制に該当する施設である。『建築基準法』第51条の対象となる産業物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。	本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要な面に鑑み、既存の下水処理場の敷地内を活用し、バイオマスマス変換施設を新設する。また、既存の下水処理場の運営者である水道事業者や下水処理場で使用されている下水汚泥を再利用する利活用したいと考えている。 しかししながら、バイオマスマス変換施設の設置については、現在、産業物処理施設として『建築基準法』第51条の規定等に基づく手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで以下の点について規制緩和を求めるものである。	c	一定規模以上の下水処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくてはならない重要な施設である施設であると共に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設である。そのため、規制緩和の実現が望ましい。しかし、現状では、規制緩和の実現が難しい。 本市内におけるこれらの施設の配置については、都市計画上の規制から十分緩和されたものでなくではない。そのため、建築基準法第51条において、その新設、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の手続の経緯・特定期行庁が許可する手続きを求めているものである。 また、つづいて、他の産業廃棄物や一般産業物に分類される一定規模以上の食品産業物を扱う施設や、バイオマスを扱う施設を複数する場合には、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うのは適当でない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域についても、下水処理場以外の産業物処理施設第51条対象施設を行ふ場合は、都市計画上支障がない場合の緩和もしくは都市計画決定は都市計画審議会の譲り経て特定期行庁が許可する手続きが必要である。	産業物処理施設(バイオマスマス変換施設)の設置	1057060	大阪市	大阪府	国土交通省 環境省		
1320060	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置			第16次経済改革特区に㈱市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案された「エコポイント宝くじ特別立法で地球温暖化を止めるO.O-25%削減は、日本が世界に対しておこしたミコロッコである。よって世界共通の目的を達成するための主義のための立案、協議実行するの基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化的活路となる 近代産業が急速に集中化する中において、ポイントマイル割引割合については集約化が進んでいない。最大の原因是発注主や企業等がなく、裁判所で争い、初期付けて失敗する傾向がある。そのため、企業等が集約化するには、企業等が集約化する傾向がある。企業等のキーワードは「ポイントをまとめて貯めたい」、財源をきめ細やかに運営していくには、現在又は将来において1000億円導入のカード又はネットにおいての決済等を通じて経済活性化にポイントを企業導入して利用すれば、昨年より発行のグリーン電蓄エコポイント、エコカード助成金、住宅型電蓄カード等の合計は約9000億円、専門業者の約には約4.4倍の約3兆6000億円の経済活性化に、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	①エコポイント宝くじ特別立法で地球温暖化を止めるO.O-25%削減は、日本が世界に対しておこしたミコロッコである。よって世界共通の目的を達成するための主義のための立案、協議実行するの基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化的活路となる 近代産業が急速に集中化する中において、ポイントマイル割引割合については集約化が進んでいない。最大の原因是発注主や企業等がなく、裁判所で争い、初期付けて失敗する傾向がある。そのため、企業等が集約化するには、企業等が集約化する傾向がある。企業等のキーワードは「ポイントをまとめて貯めたい」、財源をきめ細やかに運営していくには、現在又は将来において1000億円導入のカード又はネットにおいての決済等を通じて経済活性化にポイントを企業導入して利用すれば、昨年より発行のグリーン電蓄エコポイント、エコカード助成金、住宅型電蓄カード等の合計は約9000億円、専門業者の約には約4.4倍の約3兆6000億円の経済活性化に、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。 ③現在政府が実行しているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント割引統一を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコポイントを発行する様になると考えられる。いずれとしても、国民に対して、夢と希望とロマンチズム、感動をもたらすロゴ式で広がり、国民の中へファンタジカルな経済思想を植え付けることが最大のテーマであると思ふ。	c	I	エコポイントの交換商品としては、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化による本提案の目的に照らせば、環境配慮製品それ自体を交換商品とすれば足りるところであり、いたずらに奉公心を煽るものを交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。	エコポイント宝くじ	1058010	㈱市姫商事、福井県 商工会議所	福井県	経済省 環境省 農林水産省 国土交通省 環境省	